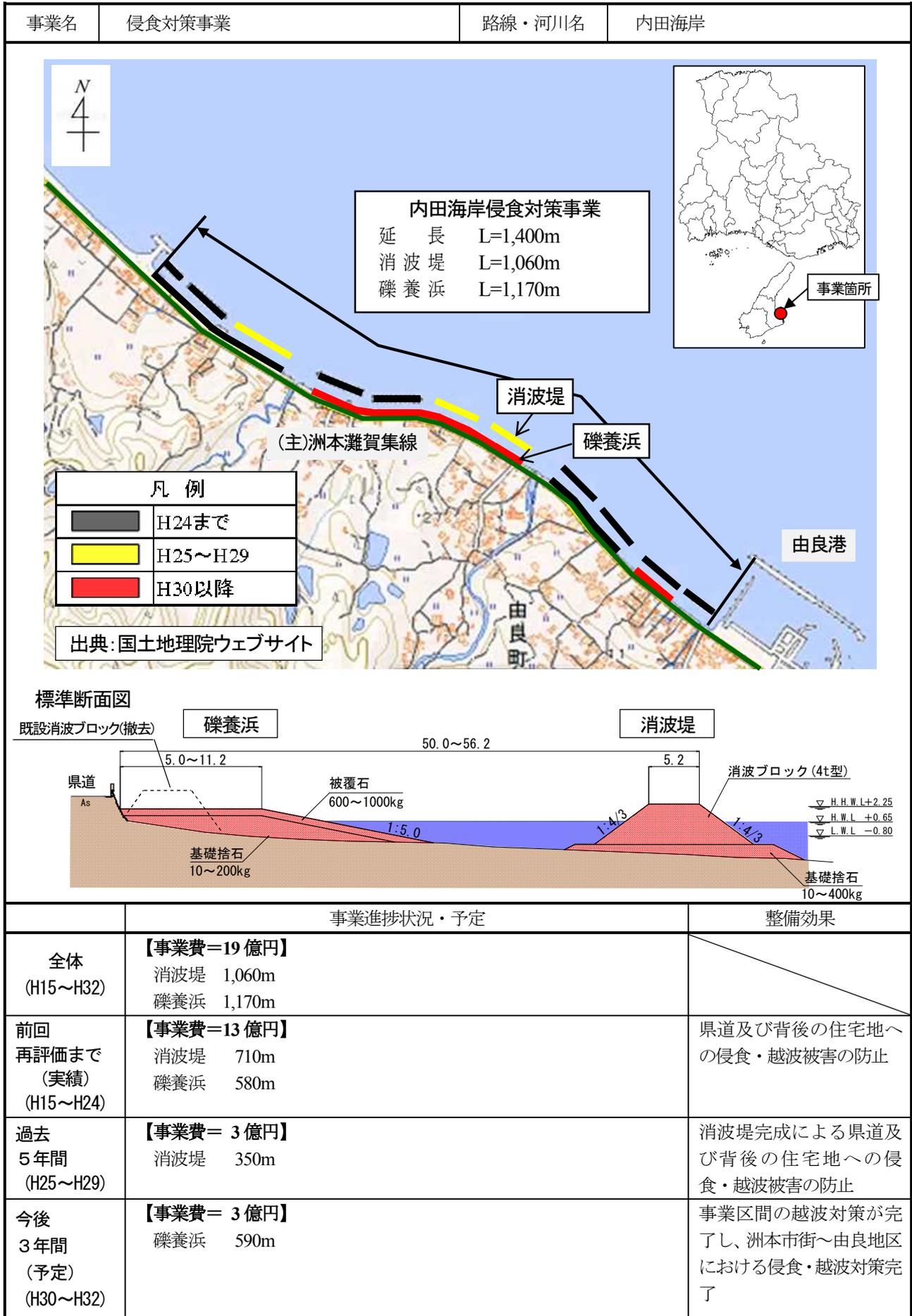


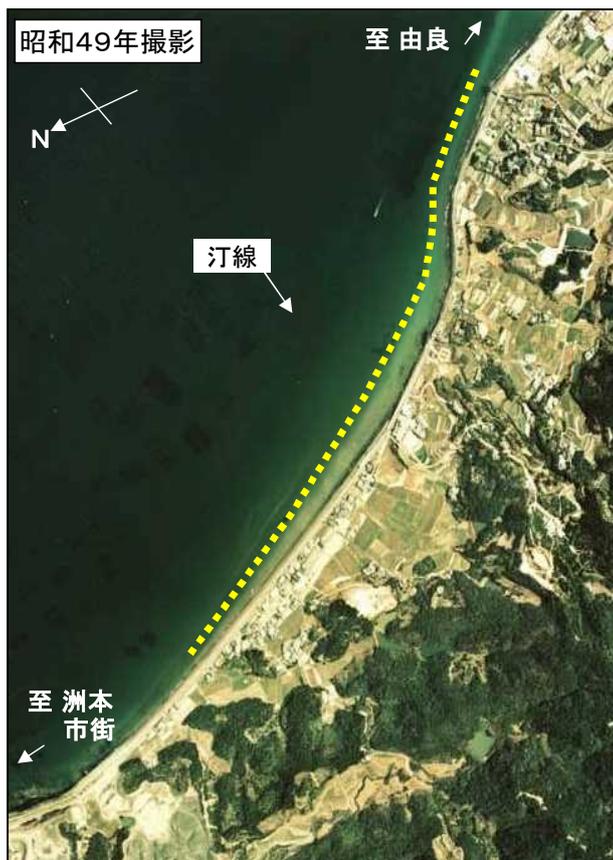
投資事業評価調書（継続：再評価〔第2回〕）

部課室名	県土整備部土木局 港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 雨宮 功 (主幹(海岸・防災担当) 小崎 隆志)	内線	4440 (4452)
事業種目	海岸事業	新規評価年度	平成 14 年度	今回評価	前回評価
事業名	内田海岸 侵食対策事業	事業採択年度	平成 14 年度	総事業費	19 億円
		着工年度	平成 15 年度	内用地補償費	- 億円
		再評価年度	平成 24 年度	完成予定年度	平成 32 年度
事業区間	洲本市由良町内田～由良			進捗率	86%
				残事業費	3 億円
事業目的				事業内容 前回評価時点と変更なし	
<p>○侵食対策による沿岸住民の安全・安心の確保</p> <p>内田海岸は、洲本市南東部、大阪湾沿岸に面しており、背後には、洲本市由良町集落が連担しているとともに、由良地区と市中心部を結ぶ唯一の道路である(主)洲本灘賀集線が通っている。</p> <p>近年、海岸線の侵食、後退が著しく、高波時には越波被害も発生している。</p> <p>このため、消波堤、礫養浜による侵食対策を実施し、越波被害の防止を図り、沿岸住民の安全・安心を確保する。</p>				<p>海岸線延長：1,400m</p> <p>消波堤：1,060m</p> <p>礫養浜：1,170m</p> <p>【負担割合】 国 50% 県 50%</p>	
事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<p>近年、異常気象による甚大な自然災害が頻発していることから、住民の防災意識がさらに高まっており、早期対策完了への地元要望は強まっている。</p> <p>【前回評価時点からの事業計画の変更概要】</p> <p>①礫養浜整備について、地元調整に時間を要したため、工期を 5 年延伸し、完成予定年度を平成 32 年度とする。</p> <p>②当初計画では、礫養浜整備区間の既設消波ブロックを流用し、消波堤を整備することとしていた。しかし、礫養浜整備の地元調整に時間を要したため、既設消波ブロックは存置したままで、新設消波ブロックにより消波堤を先行整備した。このため、工事費を約 3 億円増額する。なお、礫養浜整備時には、既設消波ブロックを他地区へ流用し有効活用を図る。</p>				
進捗状況	<p>①平成 29 年度までに、消波堤 1,060m (100%)、礫養浜 580m (50%)が完成</p> <p>②平成 30 年度からは、残る礫養浜 590m を整備し、平成 32 年度末までに完成予定</p>				
評価視点	評価結果の説明				
審査会意見及び対応方針 (H24 再評価)	<p>【審査会意見】継続妥当</p> <p>東日本大震災を機に、沿岸地域の住民の防災意識がさらに高まっていることを踏まえ、事業効果の発現に向け、早期の事業完成に努められたい。</p> <p>【対応方針】</p> <p>礫養浜整備にかかる地元調整を進め、平成 28 年度には調整を終えた。今後、礫養浜整備を実施し、早期完成をめざす。</p>				
(1) 必要性	<p>①平成23年の台風12号時には、未整備箇所において越波被害が発生していることから、早期の事業完成が必要である。</p> <p>②既に侵食の進行により砂浜が消失しており、未対策で放置すると、既設護岸の基礎部が洗掘され、護岸崩壊等の被害が発生するおそれがあるため、早急な対策が必要である。</p>				
(2) 有効性・効率性 (執行環境状況)	<p>①費用便益比総事業B/C=1.5 (前回B/C=1.9)、残事業B/C=2.3</p> <p>②侵食対策実施済み区間においては、背後の県道等への越波被害が解消されている。</p>				
(3) 環境適合性	<p>礫養浜等を整備することにより、動植物の生息・生育環境が創造され、事業箇所の前面海域で営まれている水産活動との協調を図っており、環境に与える影響は小さい。</p>				
(4) 優先性	<p>未整備箇所においては、越波被害が発生していることから、早急な整備が必要である。</p>				
再評価の結果	継続	理由	<p>事業採択時の必要性に加え、近年頻発する自然災害等で防災意識がさらに高まるなか早期事業完了に対する地元要望も強く、さらに未整備箇所では越波被害も生じていることから、地域住民の安全安心な生活環境を早期に確保するため、継続して事業を実施する必要がある。</p>		

事業進捗状況概要図 (継続：再評価〔第2回〕)



海岸侵食の状況

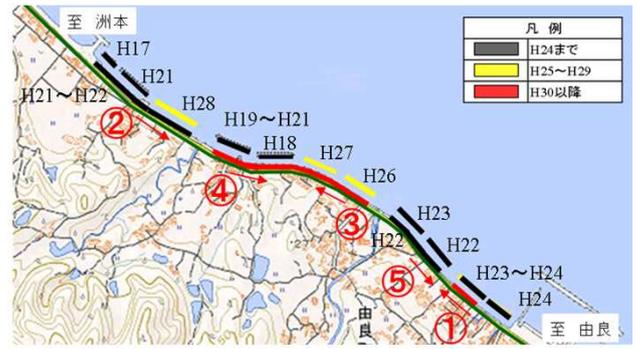


*数字は写真撮影箇所を示す

被害の状況(事業着手前)



整備状況



完成箇所



未整備箇所



越波防止効果(平成23年台風12号接近時)



○当初計画及び実施工程

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
消波堤	■																	
	■																	
礫養浜	■																	
	■													■				

■	前回評価(H24)
■	実施・計画

○費用対効果 (B/C)

1 便益 (B) の項目

主な便益(B)	算出方法
侵食防護便益	侵食、浸水が予測される地域(想定浸水地域)内の防護される資産の総和をもって便益とする。 資産額=(家屋、家財、事業所資産) +(公共土木施設、公益事業等資産額)
浸水防護便益	

2 費用対効果 (B/C)

事業	便益(B)				費用(C)			B/C
	①侵食防護便益 (百万円)	②浸水防護便益 (百万円)	残存価値 (百万円)	合計 (百万円)	総費用 (百万円)	事業費 (百万円)	維持管理費 (百万円)	
内田海岸侵食対策								
事業全体	911	3,188	21	4,120	2,774	2,510	264	1.49
(残事業)	(126)	(440)	(3)	(569)	(247)	(223)	(24)	(2.30)

3 費用対効果に含まれない効果

- ・侵食・越波被害に伴う道路の交通遮断による波及被害の軽減
- ・侵食・越波被害に伴う精神的苦痛の軽減
- ・越波やしぶきによる背後地の住宅や農地への塩害被害の軽減
- ・礫養浜等による生物生活環境の創造、および地域の水産活動への貢献。
- ・礫養浜による海岸利用の促進。

海岸事業の効果

対象事業：内田海岸侵食対策事業

(1)費用対効果

評価の視点	効果項目	費用対効果の便益内容
侵食・波浪による被害からの防護	侵食被害の防止	侵食が予測される地域で防護される資産の総和 資産額＝(家屋、家財、事業所資産) +(公共土木施設、公益事業等資産額)
	浸水被害の防止	浸水が予測される地域(想定浸水地域)で防護される資産の総和 資産額＝(家屋、家財、事業所資産) +(公共土木施設、公益事業等資産額)

(2)費用対効果に含まれない効果

評価の視点		効果項目	該当する事業内容等	
防護	浸水防止	災害による精神的被害の軽減	○	消波堤・礫養浜による、越波被害の防止
		交通遮断の防止	○	消波堤・礫養浜による、越波被害の防止
	侵食防止	災害による精神的被害の軽減	○	消波堤・礫養浜による、侵食に伴う護岸崩壊等の災害防止
		交通遮断の防止	○	消波堤・礫養浜による、侵食に伴う護岸崩壊等の災害防止
	飛砂・飛沫防止	飛砂・飛沫(塩害)被害の軽減	○	消波堤・礫養浜による、越波に伴う塩害の防止
	環境	自然景観の保全	自然景観の存続	-
海食崖の保全			-	-
生態系の保全		生態系の存続	○	礫養浜等による、生物の生活環境の創造
	海水浄化	砂浜等による海水浄化	○	礫養浜による、礫の表面に付着する微生物等による海水浄化効果の促進
利用	レクリエーション等利用	レクリエーション等利用維持・向上	-	-
		交流人口の拡大	-	-
		環境学習、イベント等の開催機会向上	-	-
	アメニティ向上	海岸利用者の快適性の向上	○	礫養浜による海岸利用空間の創造
	漁業等利用	漁場保全、生物育成	○	礫養浜等による、生物の生活環境の創造
	地域産業の活性化	集客能力の向上 地域雇用の創出	- -	- -

○印は当該事業効果の主な項目